





たが、平成24年6月26日に補足説明書の提出がありました。

また、監査にあたって所管部局であるこども部に対して資料の提出を求め、同年7月26日に関係職員から事情聴取を行いました。

#### 4 監査の対象

請求の要旨の内容から判断して、平成23年度の吹田市子育て広場事業補助金(以下「補助金」という。)において、違法若しくは不当な公金の支出により、市に損害が生じているかを監査対象としました。

なお、請求人が求める措置のうち、違法行為に関与した職員らに対する必要な措置については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらないことから、監査の対象外としました。

#### 5 監査の結果

##### (1) 事実関係

関係職員の事情聴取等によって、以下のとおり事実を確認しました。

##### ア 補助金の概要について

この補助金は、子育て中の親の子育てへの負担感を軽減するため、乳幼児とその親が気軽に集い、交流し、子育ての喜びや楽しみを共有できる「子育て広場」を設け、子育てに関する相談や、その他の子育て支援に係る事業を行う団体に対し、交付しているものです。

当該団体は、平成22年度から補助金を受けて、吹田市■■■■■■■■■■に、子育て広場「■■■」を同年9月から開設しています。なお、平成23年度は8団体が補助対象団体となっています。

イ 平成23年度の当該団体の補助金に係る交付額及び手続きの経過について

(ア) 交付額

[補助種別]	[金 額]
運営費補助	2, 120, 000円
施設借上費補助	1, 200, 000円
合 計	3, 320, 000円

(イ) 補助金交付手続きの経過

平成23年 5月 2日 市に補助金交付申請書提出  
5月13日 市から補助金交付決定通知  
5月17日 市に補助金交付請求書提出  
5月31日 市から補助金交付（1回目交付額 1,208,000円）  
8月10日 市から補助金交付（2回目交付額 1,108,000円）  
12月 9日 市から補助金交付（3回目交付額 552,000円）  
平成24年 2月29日 市から補助金交付（4回目交付額 452,000円）  
5月15日 市に実績報告書提出  
5月31日 市から補助金確定通知

ウ 平成23年度の当該団体の補助金に係る実績報告書提出の経過について

補助金の実績報告については、要綱第10条において、補助事業者は、当該年度の補助対象事業完了後、速やかに子育て広場事業実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならないとされています。子育て広場担当職員（以下「担当職員」という。）は、平成24年3月5日に、平成23年度の補助金の実績報告書を同年4月6日までに提出するよう各団体に通知したところ、当該団体を除

く7団体からは4月13日までに提出がありました。しかし、当該団体は提出が遅れていたため担当職員が督促をしていましたが、提出のため来館したのは同年5月14日になりました。その時点での実績報告書の内容によると運営費補助に係る補助対象経費212万円のうち、82,538円が未支出となっていたことから、担当職員は実績報告書の内容について説明できる人の来館を指示しました。翌15日に担当職員は、出納閉鎖が迫った時期での戻入は難しいと説明し、上司である担当参事の指示を受けて未支出金については平成23年度事業経費として使用してもらうように伝え、未支出金のない実績報告書を受領していました。

なお、5月28日に当該団体元代表他1名が、担当参事及び担当職員と面談し、事業年度経過後の経費執行を補助対象経費とするものの妥当性及び領収書の取扱いについて確認した際にも、年度経過後の執行を認めていました。

#### エ こども部の対応について

こども部長は本件請求を受けて、担当参事等から事実関係を聴取するとともに、要綱第15条に基づき当該団体も含めた全補助金交付団体に対して補助対象事業の実施状況について調査を行いました。これらの結果、担当参事及び担当職員が当該団体に対し不適切な説明等を行っていたこと、また、当該団体については、消耗品費のうち82,538円分の領収書がなく未支出であったこと、加えて報償費のうちアドバイザー謝金の30,000円についても未支出であったことが判明したため、当該団体に対し平成24年7月13日に未支出金112,538円の返還を求め、同年7月20日に市に返還させていました。

## (2) 判断

請求人は、担当参事及び担当職員が、当該団体の平成23年度補助金実績報告の

際に、未支出の経費を加えた事業収支計算書による実績報告書とさせたことは違法若しくは不当な公金の支出に該当し、この行為により、吹田市が被った未支出金相当の損害 82,538 円を当該団体から市に返還させるよう求めています。

そこで、当該部分について、担当参事及び担当職員の違法若しくは不当な公金の支出により、市に損害が生じているかについて以下のとおり検討しました。

要綱第 12 条には、「既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは期限を定めて当該超える額を返還させるものとする」と定められており、当該団体からの補助金実績報告書の提出が提出期限の平成 24 年 4 月 6 日を 1 月以上過ぎていた事実ではありますが、出納整理期間内における精算戻入手続きが可能であったことは疑いの余地はありません。要綱第 10 条から第 12 条までの規定による手続きをこれまでも行っていた担当職員にとって、地方自治法第 235 条の 5 の出納整理期間の財務会計上の意義及び地方自治法施行令第 143 条第 4 項の規定による補助金の会計年度の所属に関する規定は当然認識していると推察できます。また、上司たる担当参事は、管理職であるとともに、吹田市事務処理規程第 18 条による支出命令の専決権を有し、吹田市財務規則第 46 条の規定により支出命令にあたっては、金額はもとより、会計年度、請求書その他の証拠書類の確認をする立場にありながら、精算戻入を指示せず会計年度経過後の執行を示唆し実績報告書を提出させたことは、違法不当な財務会計行為にあたり、未精算額に相当する額の損害が市に生じたといえます。

しかしながら、こども部は本件請求があったことを知った後、自ら当該団体への補助金に関する調査を行い、その結果、本件 82,538 円を含む 112,538 円が未支出と判明したため、平成 24 年 7 月 20 日に当該団体から市に返還させています。

以上のことから、本件請求時には市に損害が生じていたものの、既に未支出金に

相当する補助金が返還されており、市に損害は生じていないことから、本件請求を却下するものとします。

なお、本件請求については、既に損害が回復されていることから却下しましたが、  
今後は、補助金交付事務については、要綱等の規定に基づき、実績報告書審査の厳格化及び実施状況についての調査の徹底等、より厳しい認識を持って適正な執行に努められるよう、こども部に対して強く要請しました。